

仕 様 書

1 借入物品名及び年間予定数量

寝具類等（以下、「用品類」という。）

<内 訳>

・寝具類	227,122 枚（個）	（別表 1 参照）
・治療用布製品（既製品）	232,717 枚	（別表 2 及び別表 2-1 参照）
・治療用布製品（特注品）	38,582 枚	（別表 3 及び別表 3-1 参照）

2 賃貸借契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 納品・回収場所

茨城県笠間市鯉淵 6528

茨城県立中央病院 施設課 リネン室

4 用品類の布地等

手術予防衣等については、ナガイレーベン製又はアメジスト製、モンブラン製等の優良品及び同社布地を使用した縫製品又はこれらと同等品以上のものにより、見本で確認したうえで、発注者と協議し決めた製品とする。

5 洗濯等

用品類は使用済みのものを返却するため、用品類の洗濯等をして再納品する際は、清潔な状態のものを納品すること。

なお、用品類に血痕、濃分泌物又は大小便等が付着したときは、当院で一次処理を行ったうえで返却するものとする。

6 納品及び自社検査

用品類は、使用目的別に区分するとともに指定の折りたたみをし、原則として 5、10、20、50 の単位で結束する。洗濯不良、頭髮、塵埃等の付着物等のないように自社検査を実施すること。

納品・回収期日は、土曜日、日曜日を除く毎日とすること。

ただし、3 日以上連休となる場合又は年末年始については、発注者の指定した日を納品・回収期日とする。

また、受注者は、納品時には納品書を甲に提出するものとする。

7 納品及び検収

用品類の納品及び検収は、発注者のリネン室で、発注者の職員の行う品質及び数量検査に合格したものを納品数量とする。検収は原則として月曜日から金曜日に行う。ただし、祝日等が連続するときは、発注者と受注者で双方協議して決めるものとする。

8 搬出

使用済みの用品類は、発注者の消毒室から回収するものとする。

9 用品類の数量補給

受注者は、当院の診療に支障の生じない数量を常に準備しておくこと。

10 賃貸借料の請求

各月の請求にあたっては、前記 7 による検品に合格した数量（納品枚数）を賃借数とし、納品書等で確認のうえ請求する。請求額は、用品類の（当月納品数）×（契約単価）の総計額に 100 分の 110 を乗じて得た額（円未満端数切捨て）を請求すること。

11 契約単価

契約単価には、運搬、洗濯、回収袋の準備等一切の費用を含めること。

12 その他

洗濯及び補修を行った用品類を納品する際は、乙の負担で行い、乙は、平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知（最終改正令和 4 年 9 月 21 日医政地発 0921 第 1 号）の別添 1 に定める衛生基準に従い、これを適正に処理しなければならない。